

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	宜野湾市 自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施及び自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

公表日

令和5年4月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、実施している。</p> <p>①障害福祉サービスの受付・審査 ②障害支援区分の認定審査会の開催及び認定書発行 ③障害福祉サービスの決定通知書及び受給者証発行 ④障害福祉サービス受給者の国保連合会への異動情報提供及び請求取り込み及び確認 ⑤自立支援医療(更生医療・育成医療)の受付・進達・審査(精神通院医療については、受付・進達) ⑥自立支援医療(更生医療・育成医療)の認定通知書及び受給者証の発行(精神通院医療については受給者証配付) ⑦更生医療・育成医療の医療費請求額審査 ⑧補装具の受付・審査・決定通知書等発行 ⑨補装具給付業者請求内容確認 ⑩地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業・日中一時支援事業・移動支援事業・成年後見制度利用支援事業)の受付・審査・決定通知書等発行 ⑪地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業・日中一時支援事業・移動支援事業・成年後見制度利用支援事業)の請求内容確認</p>
③システムの名称	障害者総合支援システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 障害者総合支援情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の84項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○事務の概要①～⑨の事務 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二項番 108、109、110 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3</p> <p>○事務の概要⑩⑪の事務 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 福祉推進部 障害福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 総務係 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 福祉推進部 障がい福祉課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○事務の概要①～⑨の事務 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二項番 108、109、110 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条 ○事務の概要⑩⑪の事務 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	○事務の概要①～⑨の事務 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二項番 108、109、110 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3 ○事務の概要⑩⑪の事務 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条		
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点		
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○事務の概要①～⑨の事務 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二項番 108、109、110 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3 ○事務の概要⑩⑪の事務 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	○事務の概要①～⑨の事務 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二項番 108、109、110 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3 ○事務の概要⑩⑪の事務 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則		
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい福祉課長 宮良 弘美	障がい福祉課長		
平成31年2月19日	IVリスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)		
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点		
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点		
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点		

